



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ファッションセンターしまむら飯田店  
飯田市鼎一色164番1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社しまむら  
代表取締役 鈴木 誠  
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社しまむら  
代表取締役 鈴木 誠  
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年4月18日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,240平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数 70台
  - 駐輪場の収容台数 20台
  - 荷さばき施設の面積 25平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量 43立方メートル（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後8時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所  
（注）位置は届出書に添付された図面のとおりに
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
図面③ 建物配置図 荷さばき施設	24時間

- 届出年月日  
令和4年8月17日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

## 10 縦覧の期間

令和4年9月1日から令和5年1月4日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定しました。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定した業種及び職種並びに指定に係る市町村の区域

業種	職種	市町村の区域
24 金属製品製造業	75 運搬の職業	諏訪市
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
56 各種商品小売業	32 商品販売の職業	諏訪市
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
58 飲食料品小売業	32 商品販売の職業	諏訪市
	54 製品製造・加工処理の職業	諏訪市
59 機械器具小売業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
60 その他の小売業	75 運搬の職業	諏訪市
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
75 宿泊業	39 飲食物調理の職業	諏訪市
	40 接客・給仕の職業	諏訪市
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
81 学校教育	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
85 社会保険・社会福祉・介護事業	36 介護サービスの職業	諏訪市
	39 飲食物調理の職業	諏訪市
	66 自動車運転の職業	諏訪市
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市
88 廃棄物処理業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	諏訪市

(注) 業種は日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類(平成24年3月改訂)の中分類に掲げる区分による。

## 2 指定年月日

令和4年9月1日

労働雇用課

## 公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告します。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
松本市大字入山辺字鎌田 1267 番 2	田	1,100

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和4年9月27日	19年4ヶ月	220,000

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長野県農業開発公社 理事長 北原 富裕  
長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル 11階

## 4 農地の所有者等の情報

東筑摩郡入山辺村147番地 矢島 さわ

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに長野地方法務局松本支局に補償金を供託してください。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は長野地方法務局松本支局において、補償金の還付を受けることができます。

農業政策課

## 公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告します。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
松本市大字入山辺字平林 2077 番	畑	535

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和4年9月27日	19年4ヶ月	107,000

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長野県農業開発公社 理事長 北原 富裕  
長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル 11階

## 4 農地の所有者等の情報

東筑摩郡入山辺村147番地 矢島 さわ

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに長野地方法務局松本支局に補償金を供託してください。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は長野地方法務局松本支局において、補償金の還付を受けることができます。

農業政策課

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長野市	平成29年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	信州新町日原西の一部	令和4年8月24日

農地整備課

## 公告

令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（小諸市、佐久市、南佐久郡一円及び北佐久郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	ha 1,936.58
	土砂流出防備保安林	91.89
千曲川中流（上田市、東御市及び小県郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,290.52
	土砂流出防備保安林	60.76
千曲川下流（長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡一円、上高井郡一円、下高井郡一円、上水内郡一円及び下水内郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,012.50
	土砂流出防備保安林	327.46
天竜川上流（岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡一円及び上伊那郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,273.29
	土砂流出防備保安林	602.23
天竜川中流（飯田市及び下伊那郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,203.56
	土砂流出防備保安林	881.27
木曾谷（木曾郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,282.38
	土砂流出防備保安林	280.16
中部山岳南部（松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡一円）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,209.88
	土砂流出防備保安林	797.38
中部山岳北部（大町市、北安曇郡池田町及び同郡松川村）	水源かん養保安林 干害防備保安林	221.56
	土砂流出防備保安林	120.15
姫川（北安曇郡白馬村及び同郡小谷村）	水源かん養保安林 干害防備保安林	347.64
	土砂流出防備保安林	78.92
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08

諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1大字1字10筆	保健保安林	3.82
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	2.00
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穏7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県建設部建設政策課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
令和4年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
別表のとおり
- 5 落札金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和4年5月19日

(別表)

落札に係る物品等の名称	数量	落札者の名称及び所在地	落札金額
除雪トラック (7t級)	1台	UDトラックス(株) 長野市大字東和田890	31,900,000円
凍結防止剤散布車 (乾式 2.5立米級)	2台	長野安全自動車(株) 長野市大字小島字八幡堰南146	46,640,000円

凍結防止剤散布車 (乾式 2.0立米級)	2台	英和(株) 東京都品川区西五反田1丁目31番 1号 日本生命五反田ビル10階	45,100,000円
凍結防止剤散布車 (乾式 1.0立米級)	5台	(株)前田製作所 長野市篠ノ井御幣川1095	64,900,000円

建設政策課

## 公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 処分をした年月日  
令和4年9月1日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社ジェー・ピー・イー。  
上田市富士山字鴻ノ巣2329番地1  
五味 剛志
- 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部  
(2) 期間  
令和4年9月14日から令和4年9月18日までの5日間
- 処分の原因となった事実  
株式会社ジェー・ピー・イーは、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。  
このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課

## 公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 試験日時  
令和4年11月11日(金) 午前10時から正午まで
- 試験場所  
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
- 試験科目  
筆記により、次の科目について行います。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 出題形式  
出題数は、法令問題10問(全問必須問題)、技術問題15問(7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題)とします。
- 受験手続  
(1) 提出書類  
ア 受験願書  
イ 写真(手札形(縦8cm×横6cm)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)

## (2) 受験手数料

受験手数料(8,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印はしないでください。)納付してください。

## (3) 受付期間

令和4年9月29日(木)から10月14日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(郵送による場合は、令和4年10月14日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。)

## (4) 受付場所

長野県建設部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)

## 6 合格発表

令和4年11月30日(水)以降に長野県庁の掲示板に掲示するとともに、長野県ホームページに掲載します。

## 7 合格基準

法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とします。

## 8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課管理係において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話026-235-7308)までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

## 公告

長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定により、景観育成住民協定を次のとおり認定しました。  
令和4年9月1日

長野県知事 阿部 守一

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観育成に関する事項	認定年月日
軽井沢町旧軽井沢テニスコート周辺地区景観育成住民協定	軽井沢町大字軽井沢	建築物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	令和4年8月9日

都市・まちづくり課

## 公告

長野県美篤土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年9月1日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

## 理事

## 新任

氏名 住所  
春日 喜三 伊那市美篤6979番地

## 退任

氏名 住所  
丸田 旭雄 伊那市美篤7153番地

## 監事

## 新任

氏名 住所  
白鳥 達雄 伊那市美篤9902番地

## 退任

氏名 住所  
白鳥 隆 伊那市美篤5789番地

農地整備課

## 公告

長野県両内田土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年9月1日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

## 理事

## 新任

氏名	住所
五味 直明	塩尻市大字片丘4230番地1
百瀬 本治	塩尻市大字片丘5541番地
横山 和弘	塩尻市大字片丘6840番地1
池田 秀実	塩尻市大字片丘6271番地2号
酒井 孝夫	松本市大字内田2328番地

## 重任

氏名	住所
中野 長男	塩尻市大字片丘8067番地
小松 美夫	塩尻市大字片丘8752番地5
丸山 裕司	松本市大字内田2119番地2

## 退任

氏名	住所
横山 勝	塩尻市大字片丘6841番地
中野 啓介	松本市大字内田1007番地
村上 亮一	塩尻市大字片丘4069番地
百瀬 敏朗	塩尻市大字片丘5919番地1
米久保 実一	塩尻市大字片丘4518番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
花村 均	塩尻市大字片丘6245番地イ-2
中野 勇	塩尻市大字片丘8178番地1

## 重任

氏名	住所
竹澤 謙一	塩尻市大字片丘8140番地
横山 峰敏	松本市大字内田1387番地

## 退任

氏名	住所
櫻井 政夫	塩尻市大字片丘4711番地

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年9月1日

長野県上田建設事務所長 中島 俊一

## 1 許可番号

令和4年3月28日 長野県上田建設事務所指令3上建第55-15号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東御市滋野字小原乙2505-5、乙2505-6の内、乙2506、乙2507、乙2508-2、乙2510-1、乙2510-2、乙2511-1、乙2516-1、乙2516-2、乙2516-3、乙2516-4、乙2516-5、乙2516-6の内、乙2516-7、乙2508-2の先、乙2506の先、乙2511-1の先



3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南佐久郡川上村大深山1186

株式会社ナナーズ 代表取締役社長 菊池 芳徳

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年9月1日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

1 許可番号

令和3年12月7日 長野県松本建設事務所指令3松建第431-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字床尾2001、2002、2003-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大門七番町3-3

塩尻市土地開発公社 理事長 米窪 健一朗

都市・まちづくり課